

コロナで投票権阻害の懸念

立民「違憲状態の解消を」

衆院憲法審

衆院憲法審査会が十五日、今国会で初めて開かれ、改憲手続きを定めた国民投票法改正案の質疑と自由討議を行った。立憲民主党の道下大樹氏は、新型コロナウイルスに感染した自宅・宿泊施設の療養者が、外出制限を受け投票できない可能性がある問題について、国民投票法でも課題になると指摘し、憲法が保障する選挙権が阻害されかねない事態を解消するよう、公職選挙法とともに見直すことを求めた。

二月施行の改正感染症法はコロナ患者に、外出自粛要請に応じる努力義務を課した。十日程度の自粛期間中に投票日を迎えれば、投票機会を失う恐れがある。道下氏は、二十五日に開票される衆院北海道2区と参院長野選挙区の両補欠選

挙や参院広島選挙区の再選挙でも、こうした問題が生じうると説明し「国民投票法も同様だ。憲法違反の状態を放置すべきではない」と訴えた。与党などは審査会の冒頭

から「質疑は尽くされている」として採決を主張。立民や共産党は、改正案に盛り込まれた期日前投票の終了時刻繰り上げ容認に関する議論を求め、折り合わな

かった。

改正案の扱いについては自民党と立民の両幹事長が昨年末、今国会で「何らかの結論を得る」ことで一致した。この合意を巡り、自民の新藤義孝氏は「採決を意味する」と解釈したが、立民の奥野総一郎氏は同党

などが求める国民投票時のCM規制を改正案に盛り込むことも「結論の一つ」と語った。

衆院憲法審は二十二日も質疑と自由討議を行う。

(川田篤志)

自由討議の要旨⑦面

二月施行の改正感染症法はコロナ患者に、外出自粛要請に応じる努力義務を課した。十日程度の自粛期間中に投票日を迎えれば、投票機会を失う恐れがある。道下氏は、二十五日に開票される衆院北海道2区と参院長野選挙区の両補欠選